

所得の計算方法・裁量世帯について

給与所得者のかた

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)	氏名(フリガナ)	氏名(漢字)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の有無等(配偶者を除く)	障害者の額(本人を除く)	社会保険料等の金額
住宅借入金等特別控除の額	国民年金保険料等の金額	介護医療保険料等の金額	基礎年金給付額	基礎年金控除額
住宅借入金等特別控除可能額	国民年金保険料等の金額	介護医療保険料等の金額	基礎年金給付額	基礎年金控除額
居住開始年月日	国民年金保険料等の金額	介護医療保険料等の金額	基礎年金給付額	基礎年金控除額
扶養親族	扶養親族	扶養親族	扶養親族	扶養親族
支払者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称	(電話)	

営業所得者等のかた

所得金額	事業	①	
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	雑	⑦	
	総合譲渡・一時	⑧	
	合計	⑨	

$$\left(\text{円} - \text{円} \right) \div 12 = \text{円}$$

世帯全員の合計所得

控除金額

月額所得金額

※月額所得金額が158,000円を超える場合は、失格となります。ただし、裁量階層世帯に該当する場合は、214,000円以下であれば申込可能です。詳しくは下の「裁量世帯とは」をご覧ください。

控除の内容	控除金額
1. 同居親族または扶養親族	1人につき38万円
2. 特定扶養親族(扶養親族のうち、16歳以上23歳未満で所得が48万円以下のかた) ※配偶者を除く	1人につき25万円
3. 老人扶養親族(扶養親族および控除対象配偶者のうち、70歳以上で所得が48万円以下のかた)	1人につき10万円
4. 特別障がい者(身体1・2級、精神1級、療育Aのかた)	1人につき40万円
5. 障がい者(身体3~6級、精神2・3級、療育B・Cのかた)	1人につき27万円
6. 寡婦、寡夫(所得が500万円以下のかた)	1人につき27万円
7. ひとり親(所得が500万円以下のかた)	1人につき35万円
8. 給与所得等(給与所得または公的年金等に係る雑所得があるかた) ※自営業は除く	1人につき10万円

※控除金額には申込者本人を除いて計算してください。(家族数-1人)ただし、控除の内容4~7を除く。別居の扶養親族がいる場合も家族に含みます。

裁量階層世帯とは

- 60歳以上などの世帯
申込者本人が60歳以上で、その同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方からなる世帯。
- 身体障がい者世帯
申込者本人またはその同居者に、身体障がい者手帳1級~4級の交付を受けている方がいる世帯。
- 精神障がい者世帯
申込者本人またはその同居者に、精神障がい者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方がいる世帯。
- 知的障がい者世帯
申込者本人またはその同居者に、精神障がい1級または2級と同程度に相当する療育手帳A級の交付を受けている方がいる世帯。
- 戦傷病者世帯
申込者本人またはその同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの度が特別項症から第6項症または第1款症の方がいる世帯。
- 原子爆弾被爆者世帯
申込者本人またはその同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯。
- 引揚者世帯
申込者本人またはその同居者に、海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯。
- ハンセン病療養所入所者世帯
申込者本人またはその同居者に、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者などがいる世帯
- 中学生以下の子供がいる世帯
同居者に15歳に達するに日以後の最初の3月31日までの間にある方(中学生以下の子供)がいる世帯。
- 夫婦の合計年齢が80歳以下の婚姻後1年以内の世帯
申込者本人及び同居者である配偶者の合計年齢が80歳以下で、その配偶者との婚姻の届出の日から1年以内の世帯

例 1
 申込者 40歳 会社員 (所得 210万円)
 妻 38歳 無職 (所得 無し)

(2,100,000円 - 480,000円) ÷ 12 = 135,000円

世帯全員の合計所得 控除金額 月額所得金額

例 2
 申込者 45歳 自営業 (所得 210万円)
 妻 41歳 パート (所得 50万円)
 子 13歳 中学生 (所得 無し)

(2,600,000円 - 860,000円) ÷ 12 = 145,000円

世帯全員の合計所得 控除金額 月額所得金額